

(別紙2)

建築基準法第56条の2第1項ただし書の取扱基準(基準第2)と申請内容一覧

基準第2の1の場合

敷地面積	基 準		許可基準数値等	申請内容
3,000 m <sup>2</sup> を超える	増改築後の容積率	100%以下かつ都市計画で定められた割合の2/3以下	%	%
	増改築後の建ぺい率	35%以下かつ都市計画で定められた割合から20%減じたもの以下	%	%
	増改築部分の日影	基準時における建築物が生じさせている不適格日影の部分(除却により不適格日影が生じなくなった部分又は減少した部分は除く。)に日影を生じさせず、かつ、基準時における建築物の日影に加えて、新たな不適格日影を生じさせない。 敷地境界線から5mを超える範囲において、条例で指定した10mを超える範囲に生じさせてはならない日影時間以上の日影時間を生じさせない。	/	<input type="checkbox"/> 適合
				<input type="checkbox"/> 不適合
申請敷地面積 m <sup>2</sup>	増築又は改築に係る部分の外壁の後退距離	外壁又は柱の面から隣地境界線までの距離は4m以上	4m以上	最小距離 m
		ただし、工事の着手が基準以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えず、かつ、高さが4mを超えないものはこの限りでない。	50m <sup>2</sup> 以下	基準時以降の増改築面積の合計 m <sup>2</sup>
			4m以下	最高の高さ m

基準第2の2の場合

敷地面積	基 準		許可基準数値等	申請内容
3,000 m <sup>2</sup> 以下	増築又は改築後における建築物の規模	増築又は改築後の床面積の合計は、基準時における床面積の1.2倍を超えない。	%	%
	増改築部分の日影	規制時間において生じる日影は、敷地境界線から5mを超えない。	5m以下	最小距離 m
申請敷地面積 m <sup>2</sup>	増築又は改築に係る部分の外壁の後退距離	外壁又は柱の面から隣地境界線までの距離は1.5m以上	1.5m以上	最小距離 m
		ただし、工事の着手が基準以後である増築又は改築に係る部分の床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えず、かつ、高さが4mを超えないものはこの限りでない。	50m <sup>2</sup> 以下	基準時以降の増改築面積の合計 m <sup>2</sup>
			4m以下	最高の高さ m